



取組主体様

クラスター協議会 ご担当者様

## 畜産クラスター

H29年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

# 「配分予定額の通知」以降の手続き

## 【購入方式用】



### この手順書について

- ・本資料は、機械導入事業の配分予定額の通知以降の手続きを解説したものです。
- ・速やかな事業承認～補助金の支出をさせていただくため、ご一読の上、書類の作成等をお願いいたします。

[平成29年11月9日版：Ver3]

公益社団法人中央畜産会





## 改訂履歴・内容

版	発行日	改訂内容
Ver1	平成 29 年 3 月 16 日	—
Ver2	平成 29 年 10 月 2 日	・平成 29 年度第 2 回要望に係る配分に関する記述を追加 ・その他、問い合わせや間違いの多い事項についての記載を追加
Ver3	平成 29 年 11 月 9 日	・実績報告書への添付書類について追記 (→P8)
	以上	

※本手順書と事業実施要領等の内容が異なる場合には、事業実施要領等の内容が優先します。

《Ver3 で追加・変更になった箇所は網掛けしてあります》



この手順書は、平成 29 年 2 月 28 日付け（平成 29 年度第 1 回要望）および平成 29 年 9 月 29 日付け（平成 29 年度第 2 回要望）で配分予定額の通知を受けた機械装置を**購入方式**で導入される場合の手順書です。

リース方式で導入される場合は、**リース方式用**の手順書をご参照願います。

平成 29 年 9 月 29 日付け（平成 29 年度第 2 回要望）で配分予定額の通知を受けた機械装置のうち、要望時に確認事項等を示されたものは、事業参加申請の際に所定の書類が必要になります。詳細は P4、P5 をご参照下さい。

※手順書や様式のデータなどは中央畜産会のホームページで公開しています※

<http://jlia.lin.gr.jp/cl/>



# 目次

1 ご注意いただきたいこと【購入方式・リース方式共通】 [P1]

2 ”購入方式”の選択にあたって [P2]

3 事業参加申請～補助金支払いまでの流れ [P3]

4 各手続きと注意点

(1) 事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体) 中央畜産会】 [P4]

(2) 事業参加承認通知【協議会→取組主体】 [P7]

(3) 実績報告【取組主体→協議会】 [P8]

(4) 実績報告・補助金の請求【協議会→(窓口団体) 中央畜産会】 [P9]

 文中のマークについて [P11]

 お問い合わせ先 [P12]

## 1 ご注意いただきたいこと【購入方式・リース方式共通】

- ①配分予定額は、通知の時点で補助対象外と判断される機械装置を除外した上で、参加要望書より優先順位の高いものから配分して算出されたものです。そのため機械装置の精査等により、配分予定額と事業参加承認の額が異なる場合もあります。
- ②今回の配分でも、優先順位の繰り上げは行えません。協議会内で見積残や辞退者が出て備考欄に記載された配分対象者以外の方が事業参加申請することはできません。
- ③事業参加申請時までに成果目標が適切に設定されているか否かを確認し、適切でない場合の事業参加は認められていません。
- ④事業参加申請の際には、要望時の金額を超えないように注意してください。
- ⑤同一の取組主体様が、ある機械装置は「購入方式」、別の機械装置は「リース方式」と異なる方式を選択される場合は、お手数ですが、それぞれ所定の手続きをしてください。
- ⑥各手続き等における様式、必要な書類等は見直しがされていますので、本手順書その他、事業実施要領等を必ずご一読下さい。また、本手順書にも実施要領等の該当条項等を記載していますので、参考にして下さい。

## 2 “購入方式”の選択にあたって

購入方式を選択いただく場合、以下の留意事項等がありますので、ご注意下さい。

### 【取組主体様】

- ・ 資金計画について協議会の確認を受け、協議会とともに（「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて）費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討してください
- ・ 購入方式ではリース方式と異なり、動産総合保険等へ加入していただきます（盗難保険は必須です）。なお、保険料は補助の対象外です
- ・ 取組主体様自らが財産管理台帳を整備・保管していただきます。また、その写しは協議会へ提出する必要があります
- ・ 補助金は、機械装置の代金を取組主体様が全額支払い、上記保険の加入の他、所定の手続きが終了した後に協議会から支払われます。証拠書類として領収書も必要になりますので、機械装置の代金を全額お支払いいただく必要があります
- ・ 補助残額の融資を受ける際に、当該機械装置を担保とすることはできません
- ・ 既存機械を下取りさせた場合や既存機械の処分益が出た場合は、補助対象経費から差し引かれます
- ・ 取組主体様は本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限期間の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保する必要があります

### 【協議会様】

- ・ 助成先は協議会様です。あらかじめ補助金の経理に関する規程、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱が明確になっていることについて都道府県の確認を受ける必要があります
- ・ 事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体様の資金計画等を確認するとともに、費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討していただきます
- ・ 協議会様が中央畜産会からの事業参加承認通知に基づき、その都度、協議会様から当該取組主体様に承認通知を出していただく必要があります。また、補助金は協議会の口座へ送金されます。その後に当該取組主体様へ送金していただきます
- ・ 中央畜産会への機械装置の実績報告・補助金の請求手続きは、協議会様からおこなっていただきます
- ・ 取組主体様から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、事業が適正かつ確実に実施されるよう取組主体様を指導していただきます
- ・ 万が一、処分制限期間中に取組主体様の経営中止や機械装置の破損などにより補助の目的を達することができなくなった場合は、協議会様が取組主体様から補助金相当額を回収して中央畜産会へ返還する義務が生じます

### 3 事業参加申請～補助金支払いまでの流れ

購入方式における事業参加申請から補助金の支払いまでの流れは以下の通りです。

① 配分予定額の通知【中央畜産会（窓口団体）→協議会→取組主体】

↓

② 都道府県の確認手続き【協議会→道府県庁】 [第5の3の\(3\)](#)

↓

・あらかじめ、次の内容について都道府県の確認を受けて下さい

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

- ・協議会が補助金の経理に関する規約、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱いが明確となっていること
- ・機械装置の購入を希望する取組主体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていること
- ・「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること

③ 事業参加申請【取組主体→協議会→（窓口団体）中央畜産会】 [第5の3の\(2\)](#)

↓

↓

↓

↓

- ・配分予定額の対象となった機械装置について参加申請をおこなってください
- ※②の都道府県の確認が済んでいない場合は参加申請できません
- ※知事の特認が必要な場合は知事の承認後に参加申請して下さい

④ 事業参加承認通知【中央畜産会（窓口団体）→協議会】 [第5の3の\(4\)](#)

↓

- ・参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書をお送りします

⑤ 事業参加承認通知【協議会→取組主体】

↓

- ・④の通知をもとに、当該取組主体様に承認通知をしてください

⑥ 機械装置の導入【取組主体】

↓

- ・承認通知書に記載されている機械装置の導入をしてください

⑦ 実績報告【取組主体→協議会】

↓

- ・機械装置の導入が終了した取組主体様は、協議会に実績報告を提出してください

⑧ 実績報告・補助金の請求【協議会→（窓口団体）中央畜産会】

↓

↓

- ・取組主体様から提出された実績報告書を取りまとめ、協議会名の実績報告書を提出してください

⑨ 補助金のお支払い【中央畜産会（窓口団体）→協議会】

↓

↓

- ・⑦の書類を審査し、その結果により補助金を協議会の口座へお支払いいたします
- ・入金後、当該取組主体様へ速やかに送金してください

⑩ 補助金の支払い【協議会→取組主体】

## 4 各手続きと注意点

### (1) 事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体) 中央畜産会】

#### 第5の3の(2)

#### 【取組主体様】

#### 〔畜産経営強化支援事業〕の方

以下の①～⑤の書類と添付書類①～⑩の内、該当するものを揃えて協議会へ申請して下さい。

※赤字は各書類等の注意事項です。

- ①参加申請書 別記様式第3号－別紙1（購入方式）
- ②申請内容 別記様式第3号－別紙2 畜産経営強化支援事業（購入方式）
- ③申請内容に係る添付資料 別記様式第3号－別紙4（購入方式）  
※既存機械の下取りや処分益が出る場合は、補助対象経費から控除してください
- ④補助対象機械装置の選定に関する調査表 別記様式第3号－別紙5（購入方式）  
※当該申請に含まれる全ての機械装置について記載して下さい。
- ⑤補助金及び交付申請に関する確認書 別記様式第3号－別紙6（購入方式）  
※参加申請を複数に分ける際は、その都度添付して下さい

#### 〔添付書類等〕

- ①申請する補助対象機械装置の次のどちらかの書面
  - ・入札の場合は「入札結果を証する書面及び見積書（写し）」
  - ・見積もり合わせの場合は「三者以上の見積書（写し）」  
※見積書は申請する機械装置の内容がわかるよう具体的な記載をしてください
- ②申請する補助対象機械装置の「カタログの原本」または「販売業者により原本証明されたカタログの写し」※カタログの原本を添付される場合には原本証明が不要になりました  
※堆肥運搬車は、特装内容のわかる図面・資料等を添付して下さい
- ③定款（写し）〔取組主体が要領で規定する法人の場合〕
- ④規約（写し）又は共同利用契約書（写し）〔取組主体が要領で規定する集団及び団体の場合〕
- ⑤農業経営改善計画認定書（写し）又は青年等就農計画認定書（写し）
- ⑥農業環境規範に基づく点検シート（写し）
- ⑦配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）、または加入していない場合は申告書  
※加入されていない場合は、確認のため「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」を添付してください。様式は事業専用ホームページから入手頂けます。
- ⑧知事特認に係る協議書（写し）〔知事特認の機械装置を申請する場合〕
- ⑨農業協同組合又は農業協同組合連合会が、自ら家畜の飼養を行う場合、農業協同組合法第11条の51の規定に定める農業経営規程（写し）
- ⑩既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- ⑪その他必要な書類

※平成29年度第2回要望時に確認事項等を示された機械装置がある場合は、該当する「要望時確認事項確認票（平成29年9月29日付け事務連絡）」を記入の上、添付して下さい。

## 〔飼料生産受託組織等経営高度化支援事業〕の方

以下の①～⑤の様式と添付書類①～⑦の内、該当するものを揃えて協議会へ申請して下さい。

※赤字は各書類等の注意事項です。

- ①参加申請書 別記様式第3号—別紙1（購入方式）
- ②申請内容 別記様式第3号—別紙3 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業（購入方式）
- ③申請内容に係る添付資料 別記様式第3号—別紙4（購入方式）  
※既存機械の下取りや処分益が出る場合は、補助対象経費から控除してください
- ④補助対象機械装置の選定に関する調査表 別記様式第3号—別紙5（購入方式）
- ⑤補助金及び交付申請に関する確認書 別記様式第3号—別紙6（購入方式）

### 〔添付書類等〕

- ①申請する補助対象機械装置の次のどちらかの書面
    - ・入札の場合は「入札結果を証する書面及び見積書（写し）」
    - ・見積もり合わせの場合は「三者以上の見積書（写し）」  
※見積書は申請する機械装置の内容がわかるよう具体的な記載をしてください
  - ②申請する補助対象機械装置の「カタログの原本」または「販売業者により原本証明されたカタログの写し」※カタログの原本を添付される場合には原本証明が不要になりました  
※堆肥運搬車は、特装内容のわかる図面・資料等を添付して下さい
  - ③定款（写し）〔取組主体が要領で規定する法人の場合〕
  - ④規約（写し）又は共同利用契約書（写し）〔取組主体が要領で規定する集団及び団体の場合〕
  - ⑤知事特認に係る協議書（写し）〔知事特認の機械装置を申請する場合〕
  - ⑥既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
  - ⑦その他必要な書類
- ※平成29年度第2回要望時に確認事項等を示された機械装置がある場合は、該当する「要望時確認事項確認票（平成29年9月29日付け事務連絡）」を記入の上、添付して下さい。

### 【協議会様】

取組主体様から提出された参加申請書一式をとりまとめ、以下の①～③の様式を揃えて窓口団体へ申請して下さい。

なお、各取組主体様の申請書は、指定のチェックシートにより内容の確認をし、チェックシートは添付したまま、窓口団体へ提出して下さい。

- ①参加申請書 別記様式第3号（購入方式）
- ②都道府県の“確認”を受けたことを証する書面（写し）
- ③畜産クラスター計画（写し）〔都道府県知事の認定を受けたことがわかる書面も添付〕
- ④各取組主体様の申請書一式（チェックシートを添付したまま申請して下さい）  
※参加申請書のチェックシートについてはP6を参照して下さい。

## 参加申請書のチェックシートについて

参加承認手続きを円滑に行うため、取組主体様の申請書は、協議会様で指定のチェックシートにより確認をお願いいたします。

※2つの事業、それぞれのチェックシートを用意していますので、該当するチェックシートを利用して下さい

- ・畜産経営強化支援事業
- ・飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

※例示は畜産経営強化支援事業用です

※「別紙様式第3号 別紙1 参加申請書」ごとに1枚添付してください。

《購入方式》参加申請書チェックシート [取組主体用]

### 畜産経営強化支援事業

※書類の欠落、記載事項の抜け・不備が無く、確認欄が全て「○」になりましたら、申請をしてください。

県名:	機械装置:	件
チェック日:	チェック者:	取組主体名:

#### [チェック方法]

- ①当該書類が添付されている事を確認したら「書類有無」欄に○印を記入して下さい
- ②それぞれの書類の記載内容等に問題が無ければ「内容等」欄に○印を記入して下さい。  
記載事項は青字の各項目の☑チェックもお願いいたします。

書類有無	内容等	添付書類等 (赤字の☑書類は必須書類です)	窓口 団体 確認
		☑「参加申請書」別紙様式第3号-別紙1(購入方式) ☑押印 ☑日付の記載 ☑「取組主体等」名の記載 ☑「中心的な経営体」としてクラスター計画に記載は?	
		☑「畜産経営強化支援事業(購入方式)申請内容」別紙様式第3号-別紙2(購入方式) ☑実際の経営内容等との整合性	
		☑「申請内容に係る添付資料」別紙様式第3号-別紙4(購入方式) ☑取組主体名の記載 ☑見積書との整合性 ☑補助金の金額(1円単位で記入)	
		☑「補助対象機械装置の選定に関する調査表」別紙様式第3号-別紙5(購入方式) ☑記載漏れがないか ☑参加申請している機械装置との整合性	
		☑「補助金及び交付申請に関する確認書」別紙様式第3号-別紙6(購入方式) ☑取組主体名、住所の記載 ☑押印	
		☑入札結果を証する書面及び見積書(写し) ☑三者以上の見積書(写し) ☐あて名(取組主体名か) ☐機器の品目・型式・メーカー・仕様等は同等か ☐見積もりの期限 ☐消費税、工事費、輸送費が含まれていないか ☐対象外の機械装置が含まれていないか ☐日付は同一か(三者以上の見積書の場合のみ、同一で無い場合、「適正な見積もり合わせ」を行ったか確認)	
		☑申請する貸付対象機械装置のカタログ原本 ※原本の場合は原本証明不要 ☑申請する貸付対象機械装置のカタログの写し(販売業者により原本証明されたもの) ☐あて名(取組主体 or 貸付主体) ☐販売業者の証明・押印・割印 ☐コピー不可 ☐見積書との整合性	
		☑定款(写し) 取組主体が要領で規定する法人の場合	
		☑規約又は共同利用契約書(写し) 取組主体が要領で規定する団体の場合	
		☑農業経営改善計画認定書(写し) 又は青年等就農計画認定書(写し) ☐取組主体名と同一か ☐認定期限が切れていないか	
		☑農業環境規範に基づく点検シート(写し)(取組主体の場合) ☐点検者名(本人 or 家族 or 従業員のみ可) ☐今年度分	
		☑配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約(写し) ☑配合飼料価格安定制度加入に関する申告書 ※加入していない場合 ☐契約者名(本人 or 家族のみ可)	
		☑知事特認に係る協議書(写し) ※特認されていない場合は参加申請できません ☐トラクターは不可欠なので注意 ☑参加申請日との整合性 ☐知事の認定書面があるか	
		☑農業協同組合又は農業協同組合連合会が、自ら家畜の飼養及び飼料の生産を行う場合、農業協同組合法第11条の51の規定に定める農業経営規程(写し)	
		☑見積書(写し) ※下取りの機械装置がある場合 ☐契約者名(本人 or 家族のみ可) ※添付されていない場合は、加入していないことを確認	
		☑その他必要な書類→ [書類名]	

[中番使用欄]

確認日・者	①	②	特	他	判定	確定日
/ ( )	☐	☐	☐	☐	☐○ ☐R( / )	/

チェックシートの様式は、ホームページから入手頂けます

<http://jlia.lin.gr.jp/cl/>

## 《チェック方法》

- ①黄色のセルは該当する情報を記入して下さい
- ②ピンク色のセルと水色のセルは [チェック方法] 欄の説明に沿ってチェックした結果を記入して下さい

- ・「赤字の書類」は必須書類です
- ・「黒字の書類」は該当する場合のみ
- ・各書類の「青字の項目」は、当該書類で記載ミスや漏れ、記載内容の整合性等に不備等が多い項目ですので、各項目もあわせてチェックしてください



### (3) 実績報告【取組主体→協議会】

第5の6の(2)

第6の1

別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)(取組主体→畜産クラスター協議会)

#### 【取組主体様】

〔畜産経営強化支援事業〕

〔飼料生産受託組織等経営高度化支援事業〕

以下の①の様式と添付書類①～⑧の内、該当するものを揃えて協議会へ報告して下さい。

① 実績報告書 別記2様式第1-1号  
(実施要領別紙2の第6の1関係)(取組主体→畜産クラスター協議会)

#### 〔添付書類等〕

① 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式) 別記2様式第2-1号

※「事業名」の欄は、該当する事業名を記入

※「銘柄(製造メーカー)」の欄は、販売業者・輸入業者ではなく製造メーカー名を記入して下さい。

※「納入年月日」は納品された日、「導入年月日」は動作確認をおこない検収が完了した日付を記入

※「製造番号」が無い機械装置は「なし」と記入

※車両等で登録しない場合は「車両等の登録番号」は「登録なし」と記入

② 納入当日に撮影した機械装置の全景写真及び製造番号・車両登録番号の確認可能な写真

※車両等の屋外に持ち出せる機械装置は、屋外の明るいところで前後左右から撮影してください

※送風機等の据付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真も添付して下さい

※製造番号が判読できる写真を添付して下さい

③ 車両登録番号の確認可能な車検証の写し(登録車両のみ)

※小型特殊自動車の場合は「標識交付証明書(市区町村長が交付)」の写しを添付して下さい

※なお、申請の際に記入する「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に受付印を捺印した書類を返却され「標識交付証明書」が交付されない市区町村の場合は、受付印を捺印された申請書の写しを添付して下さい

④ 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し

⑤ 納品書の写し(必要な場合は明細書の写しも添付のこと)

※事業参加申請の際の見積書記載の機械装置等(オプション等を含む)が納品されたか確認できる記載内容のものを入手して添付して下さい

⑥ 領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し

⑦ 動産総合保健証の写し

※盗難保険の契約が含まれているかわかるもの

⑧ 「別紙様式 財産管理台帳」の写し

※指定の様式を使用してください

⑨ 参加申請書に添付した見積書(該当機械装置のみ)

※事業参加承認通知書に「この見積書を導入報告書に必ず添付してください」という赤いスタンプが押された見積書が添付されて通知された機械装置は、必ず当該見積書を導入報告書に添付して提出してください

## （４）実績報告・補助金の請求【協議会→（窓口団体）中央畜産会】

### 第6の1

別記2様式第1-1号（実施要領別紙2の第6の1関係）（畜産クラスター協議会→中央畜産会）

### 【協議会様】

以下の①の様式と取組主体様から提出された実績報告書関係書類の写しを揃えて窓口団体へ報告して下さい。

なお、各取組主体様の実績報告書は、指定のチェックシートにより内容の確認をし、チェックシートは添付したまま、窓口団体へ提出して下さい。

#### ① 実績報告書 別記2様式第1-1号

（実施要領別紙2の第6の1関係）（畜産クラスター協議会→中央畜産会）

※振込先は協議会の口座を記載して下さい

#### 〔添付書類等〕

① 取組主体から提出された実績報告書の写し

② 取組主体から提出された導入報告書の写し（添付書類等一式含）

※実績報告書のチェックシートについてはP10を参照して下さい。

※導入した機械装置には、必ず指定のステッカーを貼り付けて下さい※

参考：機器貼付ステッカー

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

**機械導入事業**

**H29**年度

サイズ：45mm×200mm

## 実績報告書のチェックシートについて

補助金のお支払い手続きを円滑に行うため、取組主体様の実績報告書は、協議会様で指定のチェックシートにより確認をお願いいたします。

※「別記2様式第1-1号（実施要領別紙2の第6の1関係）実績報告書」ごとに1枚添付してください。

### 《購入方式》実績報告書チェックシート 【取組主体用】

※書類の欠落、記載事項の抜け・不備が無く、確認欄が全て「○」になりましたら、申請をしてください。  
※実績報告書の記載方法は各様式の注書きの他「配分予定額の通知」以降の「手続き」をご参照ください。

県名:	機械装置:計	件	協会受付日: H29/ /
貸付主体名:	チェック日: / / チェック者:		
取組主体名:			

#### 〔チェック方法〕

- ①当該書類が添付されている事を確認したら「書類有無」欄に○印を記入して下さい。  
②それぞれの書類の記載内容等に問題が無ければ「内容等」欄に○印を記入して下さい。  
記載事項は青字の各項目の☑チェックもお願いいたします。

書類有無	内容等	添付書類等（赤字の目書類は必須書類です）	窓 口 団体 確認
		<b>目 実績報告書</b> 別記2様式第1-1号（実施要領別紙2の第6の1関係） <input type="checkbox"/> 押印 <input type="checkbox"/> 日付の記載 <input type="checkbox"/> 「取組主体」名の記載 <input type="checkbox"/> 「1事業名」の記載は間違えていないか <input type="checkbox"/> 「2貸付対象機械装置・金額等」の記載内容は参加承認通知に即しているか	
		<b>目 導入報告書</b> 別記2様式第2-1号 <input type="checkbox"/> 押印 <input type="checkbox"/> 「事業参加承認通知書」との整合性（機械装置、型式、数量等） <input type="checkbox"/> 取組主体等名の記載 <input type="checkbox"/> 事業名の記載 <input type="checkbox"/> 納品書、領収書との記載内容の整合性 <input type="checkbox"/> 写真に写っている製造番号との整合性 <input type="checkbox"/> 「納入年月日」欄は納品書等との整合性がとれているか <input type="checkbox"/> 納入年月日は「使用できる状態」になった日付か	
		<b>目 納入当日に撮影した機械装置の全景写真及び製造番号・車両登録番号の確認可能な写真</b> <input type="checkbox"/> 車両等の屋外に持ち出せる機械装置は、屋外の明るいところで前後左右から撮影してあるか <input type="checkbox"/> 送風機等の振付が必要な機械装置は、振付けた状態の写真があるか <input type="checkbox"/> 製造番号の写真は判読できるか	
		<b>目 車両登録番号の確認可能な車検証の写し（登録車両のみ）</b> <input type="checkbox"/> 記載内容は判読できるか <input type="checkbox"/> 取組主体名で登録されているか	
		<b>目 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し</b> <input type="checkbox"/> 取組主体名で契約されているか <input type="checkbox"/> 参加承認を受けた機械装置となっているか	
		<b>目 納品書の写し</b> <input type="checkbox"/> 取組主体名で納品されているか <input type="checkbox"/> 参加承認を受けた機械装置となっているか	
		<b>目 領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し</b> <input type="checkbox"/> 取組主体名で領収・送金されているか <input type="checkbox"/> 参加承認を受けた金額と同額か	
		<b>目 動産総合保険証の写し</b> <input type="checkbox"/> 契約内容は判読できるか <input type="checkbox"/> 盗難保険は加入されているか	
		<b>目 「別紙様式 財産管理台帳」の写し</b> <input type="checkbox"/> 指定の様式か <input type="checkbox"/> 記載内容は参加承認を受けたものと整合性がとれているか	

【参考：輸入機械の場合】「製造番号」の表記例  
「Serial number」「Ident NR」「Fahrzeugident-nr」「Serie no」「Ser no」「Mfg no」「N°」  
〔中音使用欄〕

確認日・者	備考	②	③	④	⑤	判定	最終確定日
/ ( )		<input type="checkbox"/> 了 <input type="checkbox"/> 戻し( / )	/				

チェックシートの様式は、ホームページから入手頂けます

<http://jlia.lin.gr.jp/cl/>

## 《チェック方法》

- ①黄色のセルは該当する情報を記入して下さい
- ②ピンク色のセルと水色のセルは〔チェック方法〕欄の説明に沿ってチェックした結果を記入して下さい特に、参加承認通知書に記載されていない機械装置が含まれていないか、ご注意下さい

- ・全て必須書類です
- ・各書類の「青字の項目」は、当該書類で記載ミスや漏れ、記載内容の整合性等に不備等が多い項目ですので、各項目もチェックしてください

※輸入機械は「製造番号」の標記が英語やフランス語、ドイツ語などで記載されていますので、代表的な標記を記載しています。写真確認時の参考にして下さい

## 文中のマークについて

資料中に出てくる  や  などのマークの意味は、以下の通りです。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施要領  
別紙 2「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）」  
（最終改正：平成 29 年 2 月 21 日付け 28 生畜第 1335 号農林水産省生産局長通知）

 →このマークの数字は同要領の該当条項等です。

例： 第 5 の 3 の (1) →実施要領第 5 の 3 (1) を指します。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業に係る事業実施手続き等に関する  
規程（改正：平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1880 号）

 →このマークの数字は同規程の該当条項等です。

例： 第 5 の 3 の (1) →規程第 5 の 3 (1) を指します。

※上記の実施要領は農林水産省、手続きに関する規程と関連様式のデータは中央畜産会のホームページから入手頂けますので、ご利用ください。

<http://jlia.lin.gr.jp/cl/>



## お問い合わせ先

組織名	電話番号	住所
-----	------	----

### 📍 基金管理団体

(公社) 中央畜産会	03-5577-5000	〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第 2DIC ビル 9 階
------------	--------------	----------------------------------------------

### 📍 窓口団体

(一社) 北海道酪農畜産協会	011-209-8555	〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1-1 北農ビル 13 階
(一社) 青森県畜産協会	017-723-2523	〒030-0822 青森県青森市中央 2-1-15 畜連ビル 2 階
(一社) 岩手県畜産協会	019-694-1300	〒020-0605 岩手県滝沢市砂込 389-7
(一社) 宮城県畜産協会	022-298-8473	〒983-0832 宮城県仙台市宮城野区安養寺 3-11-24
(公社) 秋田県農業公社	018-893-6213	〒010-0951 秋田県秋田市山王 4-1-2 秋田地方総合庁舎 5 階
(公社) 山形県畜産協会	023-634-8166	〒990-0042 山形県山形市七日町 3-1-16 山形県 JA ビル
(公社) 福島県畜産振興協会	024-573-0514	〒960-8502 福島県福島市南中央三丁目 36 番地 福島県土地改良会館 3 階
(公社) 茨城県畜産協会	029-231-7501	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-56 畜産会館
(公社) 栃木県畜産協会	028-664-3631	〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地 6-7
(公社) 群馬県畜産協会	027-220-2371	〒379-2147 群馬県前橋市亀里町 1310 JA ビル
(一社) 埼玉県畜産会	048-536-5281	〒360-0102 埼玉県熊谷市須賀広 784 県農林総合研究センター
(公社) 千葉県畜産協会	043-242-5417	〒260-0026 千葉県千葉市中央区新宿 1-2-3 K & T 千葉ビル 3 階
(一社) 神奈川県畜産会	045-761-4191	〒235-0007 神奈川県横浜市磯子区西町 14-3
(公社) 新潟県畜産協会	025-234-6781	〒950-1101 新潟県新潟市西区山田字堤付 2310-15
(公社) 富山県畜産振興協会	076-451-0117	〒930-0901 富山県富山市手屋 3-10-15
(公社) 石川県畜産協会	076-287-3635	〒920-0362 石川県金沢市古府 1-217
(一社) 福井県畜産協会	0776-27-8228	〒910-0005 福井県福井市大手 3-2-1 福井ビル
(公社) 山梨県畜産協会	055-222-4004	〒400-0822 山梨県甲府市里吉 3-9-1
(一社) 長野県畜産会	026-228-8809	〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 30-9
(一社) 岐阜県畜産協会	058-273-1111	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館
(公社) 静岡県畜産協会	054-274-0210	〒420-0838 静岡県静岡市葵区相生町 14-26-3 県獣医畜産会館
(公社) 愛知県畜産協会	052-951-7477	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3-4-10
(一社) 三重県畜産協会	059-213-7512	〒514-0003 三重県津市桜橋 1-649
(一社) 滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345	〒523-0896 滋賀県近江八幡市鷹飼町北 4-12-2
(公社) 京都府畜産振興協会	075-681-4280	〒600-8881 京都府京都市南区東九条西山王町 1
(一社) 大阪府畜産会	06-6941-1351	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 1-3-27 大手前建設会館 2 階

組織名	電話番号	住所
(公社) 兵庫県畜産協会	078-381-9356	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1 農業会館7階
(一社) 奈良県畜産会	0742-23-4004	〒630-8301 奈良県奈良市高畑町1116-6 農業振興会館
(公社) 畜産協会わかやま	073-426-8133	〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町5-1-1 和歌山県 JA ビル5階
(公社) 鳥取県畜産推進機構	0857-21-2790	〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町723
(公社) 島根県畜産振興協会	0852-21-4421	〒690-0887 島根県松江市殿町19-1 島根 JA ビル
(一社) 岡山県畜産協会	086-221-0511	〒700-0826 岡山県岡山市北区磨屋町9-18 農業会館5階
(一社) 広島県畜産協会	082-244-1783	〒734-0034 広島県広島市中区大手町4-7-3
(公社) 山口県畜産振興協会	083-973-2725	〒754-0002 山口県山口市小郡下郷2139
(公社) 徳島県畜産協会	088-634-2680	〒770-0011 徳島県徳島市北佐古一番町61-11 JA 会館分室
(公社) 香川県畜産協会	087-825-0284	〒760-0023 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビル6F
(公社) 愛媛県畜産協会	089-948-5365	〒790-0003 愛媛県松山市三番町4-4-7 松山建設会館4階
(一社) 高知県畜産会	088-883-8161	〒781-2110 高知県高知市五台山5015-1
(公社) 福岡県畜産協会	092-641-8723	〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代4-1-27
(公社) 佐賀県畜産協会	0952-24-7121	〒840-0803 佐賀県佐賀市栄町2-1 県 JA 会館
(一社) 長崎県畜産協会	095-843-8825	〒850-0047 長崎県長崎市銭座町3-3
(公社) 熊本県畜産協会	096-365-8200	〒861-2101 熊本県熊本市東区桜木6-3-54
(公社) 大分県畜産協会	097-545-6591	〒870-0844 大分県大分市大字古国府1220
(公社) 宮崎県畜産協会	0985-41-9300	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-13-10
(公社) 鹿児島県畜産協会	099-258-5675	〒890-0065 鹿児島県鹿児島市鴨池新町15
(公財) 沖縄県畜産振興公社	098-855-1129	〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵1-24-27

## ホームページ

事業専用ホームページでは、実施要領や各種様式データなどを提供しておりますので、ご活用ください。

<http://jlia.lin.gr.jp/cl/>

お問い合わせ専用メールアドレス [cl-kikai@sec.lin.gr.jp](mailto:cl-kikai@sec.lin.gr.jp)